

公告第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、「館山市本館玄関脇他自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る事業者募集」に係る一般競争入札の実施について必要な事項を次のとおり公告する。

令和5年11月1日

館山市長 森 正



1 入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件番号ごとに入札を付す。

物件番号	貸付場所	所在地	設置台数	貸付面積
1	館山市役所本館玄関脇①（屋外東側）	館山市北条1145番1	1台	1.7㎡
2	館山市役所本館玄関脇②（屋外西側）	館山市北条1145番1	1台	1.7㎡
3	館山市役所3号館入口①（屋外北側）	館山市北条1145番1	1台	1.7㎡
4	館山市役所3号館入口②（屋外南側）	館山市北条1145番1	1台	1.7㎡
5	環境センター計量室前（屋外北側）	館山市出野尾538番	1台	1.7㎡
6	環境センター計量室前（屋外南側）	館山市出野尾538番	1台	1.7㎡
7	旧収集センター入口（屋外）	館山市西長田1163番5	1台	1.7㎡
8	館山市民運動場（屋外東側）	館山市正木4302番2	1台	1.7㎡
9	館山市民運動場（屋外西側）	館山市正木4302番2	1台	1.7㎡
10	出野尾多目的広場（屋外）	館山市出野尾536番1	1台	1.7㎡
11	図書館（屋外東側）	館山市北条1740番	1台	1.7㎡
12	コミュニティセンター（屋内北側）	館山市北条740番1	1台	1.7㎡
13	コミュニティセンター（屋内中側）	館山市北条740番1	1台	1.7㎡
14	コミュニティセンター（屋内南側）	館山市北条740番1	1台	1.7㎡
15	館山地区公民館入口（屋外南側）	館山市館山305番1	1台	1.7㎡
16	西岬地区公民館（西岬体育館入口：屋外）	館山市見物65番	1台	1.7㎡
17	豊津ホール（屋外東側）	館山市宮城192番2	1台	1.7㎡
18	菜の花ホール入口（屋外西側）	館山市北条1735番	1台	1.7㎡

(2) 貸付期間

令和6年4月1日（月） から 令和11年3月31日（土）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限る。

(4) 販売品目

清涼飲料水等（缶・ビン・ペットボトル容器）

2 入札参加資格

入札に参加できるのは、次の要件をすべて満たす法人又は個人とする。

- (1) 館山市に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可の免許を有していること。
- (3) 市税、国税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

3 募集要項等の配布

館山市役所ホームページよりダウンロードしてください。

4 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする場合には、あらかじめ当市に入札参加申込書を提出することとする。

(1) 期間 令和5年11月10日(金)から令和5年11月16日(木)までとし、その受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。(館山市の休日に関する条例(平成元年条例第26号)第1条に規定する市の休日を除く。)

(2) 受付場所 館山市総務部管財契約課

(3) 提出書類 入札参加申込書(別記様式第2号)

誓約書(別記様式第3号)

印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)・発行の日から3か月以内の原本

(4) 提出方法 持参又は郵送により提出することとする。

(5) 入札の辞退 入札参加申込提出後、都合により辞退する場合は辞退届けを提出することとする。(別記様式第4号)

5 入札書の提出

(1) 受付期間

令和5年11月20日(月)から令和5年11月27日(月)までとし、その受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。(館山市の休日に関する条例(平成元年条例第26号)第1条に規定する市の休日を除く。)

(2) 提出書類 入札書(別記様式第5号)

(3) 提出方法 入札書を定型封筒(長形3号など)に入れ、封をしたうえ、割印を上中下3ヶ所に押印(印鑑証明印)するとともに、封筒表面に「自動販売機入札書物件〇」と記入し、入札参加者の名称を油性黒ボールペン等で記入したものを、持参により提出することとする。

また、郵送で提出する場合は、入札書入りの封筒(前段の要領で作成したもの)を定型封筒(外封筒)に入れたものを提出すること。なお、郵送の場合には、書留郵便により令和5年11月27日(月)の午後5時までに必着のこととする。

(4) 提出先 「8 その他」を参照

6 開札・落札者の決定

(1) 開札日時 令和5年11月30日(木) 午前11時00分から随時

管財契約課において提出された入札書の開札を行う。(入札参加者のうち立会を希望する者は前日午後4時までに管財契約課に連絡すること)入札の際、募集物件に対し最も高い納付金料率を提示した者を落札者として決定する。ただし、貸付場所が同じ場合(例:物件番号1館山市役所本館玄関脇①(屋外東側)、物件番号2館山市役所本館玄関脇②(屋外西側))は、一つの者が自動販売機を設置できる台数は1台とする。

(例:物件番号1を落札した者は、物件番号2の入札には参加できない。)なお、同一貸付場所の物件数に入札参加者数が満たない場合の選考方法は「館山市役所本館玄関脇他自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る事業者募集要項」に定める方法によるものとする。また、納付金料率が同率となった場合には、当市が別途定める日時に、当該同率となった入札者がくじを引くことにより、落札者を決定する。落札者を決定したときは、落札者に通知するとともに、落札者名及び納付金料率を当ホームページに掲載する。

7 入札の無効

一般競争入札に参加できない者のした入札及び「館山市役所本館玄関脇他自動販売機設置を目的とした行政財産の貸付契約に係る事業者募集要項」に記載された入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 問い合わせ先

〒294-8601 館山市北条1145番地の1

館山市役所総務部管財契約課

電話0470-22-3296

fax 0470-23-3115

E-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp